

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	大分市 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	大分市子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第44号)に基づき、高校生年代までの子どもの医療費の自己負担分を助成している。 大分市子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  (1)大分市子ども医療費の助成に関する条例第5条の医療費の助成の額の決定に関する事務 (2)大分市子ども医療費の助成に関する条例第6条の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)大分市子ども医療費の助成に関する条例第8条第1項の受給資格の登録を受けた事項について変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)第4条第1項 別表第1の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: なし 情報照会: 番号利用法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	子育て支援課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町3番45号 電話 097-534-6111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 大分市 福祉保健部 子育て支援課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 子育て支援課長 戸高 克彦 情報政策課長 佐藤 善信	①部署 大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 子育て支援課長 藤田 恵子 情報政策課長 林 浩一	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分市 福祉保健部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111(代表)	事後	組織機構改革に伴う記載内容の変更
令和2年11月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	大分市子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年10月8日条例第44号)に基づき、保護者が支払う医療費の一部を助成している。 大分市子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①子ども医療費助成対象者の資格管理	大分市子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年10月8日条例第44号)に基づき、保護者が支払う医療費の一部を助成している。 大分市子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 令和2年10月1日の制度改正により市町村民税非課税世帯の児童は、通院にかかる医療費も助成対象となった。 ①子ども医療費助成対象者の資格管理	事後	制度改正に伴う記載内容の変更
令和2年11月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 未定	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)8条項1号イハニ、8条項3号イロニ	事後	制度改正に伴う記載内容の変更
令和2年11月1日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か 1.対象人数	平成27年8月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和2年11月1日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か 2.取扱者数	平成27年8月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)8条項1号イハニ、8条項3号イロニ	番号法第19条第8号 主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)8条項1号イハニ、8条項3号イロニ	事前	事前通知事項
令和6年6月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	大分市子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年10月8日条例第44号)に基づき、保護者が支払う医療費の一部を助成している。 大分市子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども医療費助成対象者の資格管理	大分市子ども医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第44号)に基づき、高校生年代までの子どもの医療費の自己負担分を助成している。 大分市子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)大分市子ども医療費の助成に関する条例第5条の医療費の助成の額の決定に関する事務 (2)大分市子ども医療費の助成に関する条例第6条の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)大分市子ども医療費の助成に関する条例第8条第1項の受給資格の登録を受けた事項について変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	制度改正に伴う記載内容の変更
令和6年6月28日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月17日条例第44号)第4条第1項及び別表第1の7の項 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第77号)第8条	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)第4条第1項 別表第1の7の項	事後	
令和6年6月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)8条項1号イハニ、8条項3号イロニ	情報提供:なし 情報照会:番号利用法第19条第9号	事前	
令和6年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 電話097-534-6111(代表)	事後	
令和6年6月28日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か 2.対象人数	令和2年11月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月28日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か 2.取扱者数	令和2年11月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	